

高知県公報

発行
高知県
高知市丸ノ内
一丁目2番20号
発行日
毎週2回
(火曜日・金曜日)

目次	ページ
規則	
◎刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係規則の整理等に関する規則	1
◎高知県事務処理規則の一部を改正する規則	1
◎議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則の一部を改正する規則	1
告示	
◎刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係告示の一部改正	(消防政策課、会計管理課) 2
◎告示（地方自治法第180条の2の規定に基づく知事の権限に属する事務の委任）の一部改正	(行政管理課) 2
◎高知県物品購入等関係指名停止要領の一部改正	(総務事務センター) 2
高知県教育長訓令	
◎教育長の権限に属する事務決裁規程の一部を改正する訓令	2
高知県公安委員会規則	
◎放置車両確認事務の委託に関する規則の一部を改正する規則	2
高知県人事委員会規則	
◎職員の退職手当に関する条例施行規則の一部を改正する規則	2
◎期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則	2

規則

刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係規則の整理等に関する規則をここに公布する。
令和7年5月23日

高知県知事 濱田 省司

高知県規則第49号
刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係規則の整

理等に関する規則

（高知県鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律施行細則の一部改正）

第1条 高知県鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律施行細則（平成15年高知県規則第69号）の一部を次のように改正する。

第3条の6第3項中「別記第11号様式による」を「別記第11号様式による」に改める。

第12条第4項中「別記第27号様式による」を「別記第27号様式による」に改める。

別記第8号様式（添付書類7）及び別記第12号様式（添付書類8）中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

（恩給給与手続規則の一部改正）

第2条 恩給給与手続規則（昭和25年高知県規則第45号）の一部を次のように改正する。

別記第1号様式中「無期」を「無期拘禁刑」に、「懲役又は禁錮の刑」を「有期拘禁刑」に改める。

別記第2号様式中「無期」を「無期拘禁刑」に、「懲役又は禁錮の刑」を「有期拘禁刑」に改める。

（高知県介護支援専門員の登録等に関する規則等の一部改正）

第3条 次に掲げる規則の規定中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

（1） 高知県介護支援専門員の登録等に関する規則（平成18年高知県規則第80号）別記第1号様式（裏面）、別記第2号様式（裏面）及び別記第7号様式

（2） 高知県建築士法施行細則（昭和25年高知県規則第87号）別記第1号様式（裏面）

（高知県心身障害者扶養共済制度条例施行規則の一部改正）

第4条 高知県心身障害者扶養共済制度条例施行規則（昭和46年高知県規則第55号）の一部を次のように改正する。

別記第13号様式（裏面）及び別記第25号様式中「懲役又は禁錮の刑」を「拘禁刑」に改める。

（高知県生活保護法施行細則等の一部改正）

第5条 次に掲げる規則の規定中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

（1） 高知県生活保護法施行細則（昭和53年高知県規則第33号）別記第6号様式（裏面）

（2） 高知県不当景品類及び不当表示防止法施行細則（平成12年高知県規則第113号）別記様式（裏面）

（3） 高知県生活関連物資等の買占め及び売惜しみに対する緊急措置に関する法律施行細則（平成12年高知県規則第115号）別記様式（裏面）

（4） 高知県特定商取引に関する法律に規定する証明書に関する規則（令和4年高知県規則第31号）別記様式（裏面）

（5） 高知県統計調査員の設置に関する規則（平成21年高知県

規則第20号）別記様式（裏面）

（6） 高知県自然環境保全条例施行規則（昭和49年高知県規則第29号）別記第1号様式（裏面）

（7） 高知県うみがめ保護条例施行規則（平成16年高知県規則第62号）別記第23号様式（裏面）

（8） 高知県希少野生動植物保護条例施行規則（平成18年高知県規則第117号）別記第34号様式（裏面）

（9） 高知県土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行細則（平成15年高知県規則第77号）別記第1号様式（裏面）

（高知県国民生活安定緊急措置法に規定する証明書に関する規則等の一部改正）

第6条 次に掲げる規則の規定中「次の各号の一」を「次の各号のいずれか」に、「懲役」を「拘禁刑」に改める。

（1） 高知県国民生活安定緊急措置法に規定する証明書に関する規則（令和2年高知県規則第61号）別記様式（裏面）

（2） 高知県急傾斜地崩壊危険区域の指定地管理規則（昭和44年高知県規則第68号）別記第6号様式（裏面）

附 則

この規則は、令和7年6月1日から施行する。

高知県事務処理規則の一部を改正する規則をここに公布する。
令和7年5月23日

高知県知事 濱田 省司

高知県規則第50号

高知県事務処理規則の一部を改正する規則

高知県事務処理規則（平成15年高知県規則第44号）の一部を次のように改正する。

別表第3の6の(4)の表5の項中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

附 則

この規則は、令和7年6月1日から施行する。

議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。
令和7年5月23日

高知県知事 濱田 省司

高知県規則第51号

議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則（昭和43年高知県規則第26号）の一部を次のように改正する。

第7条の2第1号中「懲役、禁錮」を「拘禁刑」に改める。	
附 則	
（施行期日）	
1	この規則は、令和7年6月1日から施行する。
（経過措置）	
2	この規則による改正後の議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則第7条の2の規定は、この規則の施行の日以後に支給すべき事由が生じた休業補償について適用し、同日前に支給すべき事由が生じた休業補償については、なお従前の例による。
----- 告 示 -----	
高知県告示第382号	
刑法等の一部を改正する法律（令和4年法律第67号）の施行による刑法（明治40年法律第45号）の一部改正に伴い、次に掲げる告示中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。	
令和7年5月23日	
高知県知事 濱田 省司	
1	高知県消防表彰規程（昭和42年4月高知県告示第137号）
2	高知県政府調達苦情検討委員会設置規程（平成8年9月高知県告示第585号）
附 則	
この告示は、令和7年6月1日から施行する。	
高知県告示第383号	
平成15年4月高知県告示第224号（地方自治法第180条の2の規定に基づく知事の権限に属する事務の委任）の一部を次のように改正し、令和7年6月1日から施行する。	
令和7年5月23日	
高知県知事 濱田 省司	
1の(5)中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。	
高知県告示第384号	
高知県物品購入等関係指名停止要領（平成7年12月高知県告示第638号）の一部を次のように改める。	
令和7年5月23日	
高知県知事 濱田 省司	
別表27の項中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。	
附 則	
（施行期日）	
1	この告示は、令和7年6月1日から施行する。
（経過措置）	
2	刑法等の一部を改正する法律（令和4年法律第67号。以下この項において「刑法等一部改正法」という。）及び刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律（令和4年法律第68号）並びに刑法等の一部を改正する法律の

施行に伴う関係条例の整理等に関する条例（令和6年高知県条例第60号）の施行前に犯した禁錮（刑法等一部改正法第2条の規定による改正前の刑法（明治40年法律第45号）第13条に規定する禁錮をいう。次項において同じ。）以上の刑（死刑を除く。同項において同じ。）が定められている罪につき公訴を提起された者は、この告示による改正後の高知県物品購入等関係指名停止要領（同項において「改正後の要領」という。）別表27の項の規定の適用については、拘禁刑が定められている罪につき公訴を提起された者とみなす。	
3	禁錮以上の刑を宣告された者は、改正後の要領別表27の項の規定の適用については、拘禁刑を宣告された者とみなす。
----- 教 育 長 訓 令 -----	
高知県教育長訓令第2号	
教育委員会事務局 各 教 育 機 関	
教育長の権限に属する事務決裁規程の一部を改正する訓令を次のように定める。	
令和7年5月23日	
高知県教育長 今城 純子	
教育長の権限に属する事務決裁規程の一部を改正する訓令	
教育長の権限に属する事務決裁規程（昭和46年3月高知県教育長訓令第3号）の一部を次のように改正する。	
第8条第4号中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。	
附 則	
この訓令は、令和7年6月1日から施行する。	
----- 公 安 委 員 会 規 則 -----	
放置車両確認事務の委託に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。	
令和7年5月23日	
高知県公安委員会委員長 前田 みか	
高知県公安委員会規則第9号	
放置車両確認事務の委託に関する規則の一部を改正する規則	
放置車両確認事務の委託に関する規則（平成17年高知県公安委員会規則第13号）の一部を次のように改正する。	
別記第4号様式、別記第10号様式（裏面）及び別記第17号様式中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。	
附 則	
この規則は、令和7年6月1日から施行する。	

----- 人 事 委 員 会 規 則 -----	
職員の退職手当に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。	
令和7年5月23日	
高知県人事委員会委員長 門田 純一	
高知県人事委員会規則第28号	
職員の退職手当に関する条例施行規則の一部を改正する規則	
職員の退職手当に関する条例施行規則（昭和29年高知県人事委員会規則第1号）の一部を次のように改正する。	
別記第19号様式から別記第21号様式までの規定中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。	
附 則	
この規則は、令和7年6月1日から施行する。	
~~~~~	
期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。	
令和7年5月23日	
高知県人事委員会委員長 門田 純一	
<b>高知県人事委員会規則第29号</b>	
<b>期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則</b>	
期末手当及び勤勉手当に関する規則（昭和38年高知県人事委員会規則第31号）の一部を次のように改正する。	
別記第4号様式中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。	
<b>附 則</b>	
この規則は、令和7年6月1日から施行する。	